

【別添１】私立学校等における事故報告等について（県に報告するもの） 令和８年４月現在

区分	学校の種別	報告対象	第１報の 報告時期	提出書類
１ 県独自で報告を求めるもの				
県独自	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	(1) 授業中における施設・設備の使用による事故 (2) 特別活動及び課外指導の際の施設・設備の使用による事故 (3) いじめ並びに体罰及び不適切な言動又は指導の認知による対応事案（いじめ重大事態に該当する事案を除く。） (4) その他社会的影響が大きいと思われる事案（生徒等の交通事故・非行、教職員の不祥事）	事案把握 後速やかに	事故報告書 （別添２） 及び関係書類
２ 国が県を通じて報告を求めるもの				
(1) 特定教育・保育施設等における事故報告	幼稚園（特定教育・保育施設を除く） ※特定教育・保育施設である幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、市町村に報告	・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 【通知】 教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 7 年 3 月 21 日付け文部科学省及びこども家庭庁連名通知）	事故発生日（遅くとも事故発生翌日）	教育・保育施設等事故報告書 （別添 3）
(2) 消費者事故等の通知	教育機関等（大学を除く。）	12 条 1 項通知 ・生命・身体に関する重大事故等 12 条 2 項通知 ・生命・身体に関する消費者事故等 ・財産に関する消費者事故等 【根拠】 消費者安全法第 2 条第 7 項各号及び第 12 条第 1 項 消費者安全法第 2 条第 5 項各号及び第 12 条第 2 項	12 条 1 項通知 重大事故に該当すると判断した時点で直ちに 12 条 2 項通知 速やかに	消費者事故等情報通知様式 （別添 4）
(3) 「児童生徒の事件等報告書」等による重大事件等の報告	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	・児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案 ・学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為（※）を起こした場合 （※）殺人、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案 【通知】 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（令和 5 年 3 月 10 日付け 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 事務連絡） 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく背景調査の結果に関する国への報告について（令和 7 年 12 月 26 日付け 文部科学省初等中	① 事案発生を確認してから原則として 24 時間以内 ②（自殺又は自殺が疑われる死亡事案）	① 児童生徒の事件等報告書（別添 5）及び関係書類 ②（自殺又は自殺が疑われる死亡事案）①のほか、指針に基

		等教育局児童生徒課 事務連絡) 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について（令和7年12月26日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）	指針に基づく背景調査（基本調査・詳細調査）実施後	づく基本調査結果及び詳細調査結果（調査報告書本体）
(4) いじめ重大事態発生報告及びいじめ重大事態調査開始報告等	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	①いじめ重大事態が発生した場合 ②いじめ重大事態調査開始が決定した場合 ③いじめ重大事態調査が終了した場合 【通知】 いじめ重大事態に関する国への報告について（令和5年3月10日付け 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 事務連絡）	事案把握後速やかに	①いじめ重大事態の発生に関する報告について （別添6－1） ②いじめ重大事態調査の開始に関する報告について （別添6－2） ③重大事態調査報告書

※上記にかかわらず、事案発生（把握）後、速やかに口頭、電話等で当課宛てお知らせ願います。